

スポーツクラブサガエ 会則

第1条(名称)

本クラブは、スポーツクラブサガエと称します。

第2条(所在地)

本クラブは、山形県寒河江市西根字石川西343-1を所在地とします。

第3条(目的)

本クラブは、スポーツの振興に寄与し、かつ会員の健康の維持・増進と会員相互の親睦と文化交流を図ることを目的とします。

第4条(入会資格)

本クラブの主旨に賛同し、本会則を遵守することに同意する方で、次の項目全てに該当する方とします。

1. 本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
2. 健康状態に問題がなく、医師等に運動を禁じられていない方。
3. 18歳未満の場合は親権者の同意がある方。
4. 暴力団関係でない方。
5. 本クラブが審査を行い、適当と認めた方。

第5条(入会契約の締結および手続き)

1. 本クラブは会員制とし、会員の種別、利用条件等は別に定めます。
2. 入会される方は、本会則等諸契約を本クラブと締結しなければなりません。
3. 入会を希望される方は、所定の申し込み手続きを行い、本クラブの承認を得た上で所定の入会金および年会費、月会費等を納入していただきます。会員資格は入会手続きが全て完了した日に取得し、この日をもって入会日とします。

第6条(会員証)

1. 本クラブは、会員に対し会員証を交付します。
2. 会員証は、記名式とします。会員証は本人のみが使用し、他の人が使用することはできません。
3. 会員は、会員証を紛失・汚損した場合、速やかに所定の再発行手続きをとらなければなりません。その際は再発行手数料が必要となります。
4. 会員は施設利用に際し会員証を提示しなければなりません。

第7条(手続き)

1. 会員は、氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合、速やかに変更の手続きをとらなければなりません。
2. 本クラブより会員宛に通知する場合は、会員から届出のあった最新の住所宛に行い、本クラブは以降の責を負いません。

第8条(退会)

会員が自己都合により本クラブを退会する場合には、前月の20日までに所定の届出用紙で手続きを完了し、退会することができます。

第9条(会員種別・レッスンコースの変更)

会員が自己都合により会員種別・レッスンコースの変更を希望する場合は、前月の20日までに所定の届出用紙で手続きを完了し、変更することができます。

第10条(休会)

会員が自己都合により休会する場合は、前月の20日までに所定の届出用紙で手続きを完了し、休会することができます。その際は各月の1日から末日までの月毎とします。

第11条(入会金・年会費および月会費)

1. 入会金は本クラブが別に定める金額とし、入会時にこれを支払わなければなりません。入会金の有効期限は無期限とし、入会金は理由の如何を問わずこれを返還しません。
2. 会員は、本クラブが別に定める年会費および月会費を所定の方法で支払うものとし、既納の会費は理由の如何を問わずこれを返還しません。
3. 月会費の月の算定は各月、1日から月末日までとし1月、8月、その他の月で休講日数に差異があっても各月共、同額の月会費となります。
4. 会員は、理由の有無に関らず会費を支払わなければなりません。

第12条(会員資格の停止および除名)

会員が次の各号のいずれかに該当した場合、会員の資格を停止又は除名し、本クラブの利用契約を解約することができます。

1. クラブの名誉、信用を傷つけた場合。
2. 本会則その他本クラブの定めた諸規定に違反した場合。
3. 会費その他の債務を滞納し、本クラブからの催告に応じない場合。
4. 本クラブの施設等を故意に毀損又は運営を故意に妨害した場合。
5. 本クラブの運営秩序を乱したり、他の会員に迷惑となる行為又は会員としてふさわしくない言動があったと本クラブが認めた場合。
6. 第4条に定める会員としての資格条件に欠けていることが明らかになった場合。

第13条(会員資格の喪失)

会員は、死亡、退会、除名のいずれかに該当した場合、その資格を喪失します。

第14条(会員資格の譲渡および名義変更)

本クラブの会員資格を本人限りとし、譲渡もしくは相続その他包括継承できません。

第15条(入会金・年会費および月会費の改定)

本クラブは、別の定める入会金、年会費、月会費等の改正を行うことができます。この場合、入会金については新たに入会する会員から適用となります。

第16条(営業時間と休館日)

本クラブの営業時間および休講・休館日は別に定める通りとします。

第17条(施設の利用について)

1. 会員は、本クラブの営業時間中、本会則および別に定める規則に従い施設を利用することができます。ただし、本クラブが特別行事等で使用する場合、施設の一部又は全部についての会員の利用を制限します。
2. 本クラブは会員が酒気を帯びている場合や伝染病および皮膚病にかかっている場合、ほかに必要と認めた場合、当該会員の本クラブの入場を禁止又は退場を命じることがあります。
3. 会員は、本クラブ内ではスタッフの指示にしたがっていただきます。
4. 本クラブ施設内では、衛生上の理由から動物や不衛生な物の持込を禁止します。

第18条(ビジターの利用)

1. 本クラブでは、施設の余裕があるときは会員が同伴する場合に限り、会員以外の方(以下「ビジター」といいます)の施設利用を認めることがあります。ただし、第4条に定める会員資格の条件に満たしていない方や本クラブが必要と認めた場合には、ビジターの入場を禁止します。
2. ビジターの施設の利用範囲は同伴する会員に準ずるものとします。
3. 会員は、同伴したビジターの施設内での行為について連帯責任を負っていただきます。

第19条(事故責任)

1. 会員は、事故の責任と危険分担において本クラブの施設を利用していただきます。
2. 本クラブは、会員の施設利用に際し生じた事故・傷害についての補償は、本クラブの加入保険の範囲内のみで補償します。
3. 本クラブは、会員の施設利用に際し生じた盗難、紛失等の人的物的事故については、一切責任を負いません。ただし、本クラブに故意又は重大な過失があった場合は、この限りではありません。
4. 会員が本クラブ内において自己の責に帰すべき事由により、本クラブ又は第三者に損害を与えた場合は、会員はその賠償の責に任ずるものとします。

第20条(クラブ施設の禁止)

1. 本クラブは、天災事変、行政指導、社会情勢の著しい変化その他のやむを得ない事由が発生した場合には、本クラブの施設の一部又は全部を廃止するか、その利用を制限することがあります。この場合、会員は補償その他何等の請求、異議申し立てをすることはできません。
2. 本クラブは施設の廃止の理由が災害等やむを得ない場合を除き、2ヶ月前までに会員に対し予告します。
3. 本クラブの施設の全部を廃止した場合、会員は退会したのものとして取り扱います。その際に既に納入された会費に未経過分がある場合には、その分を日割計算により無利子で返還します。以上の他は名目の如何を問わず補償は行いません。

第21条(通知方法)

本会則および諸規定に関する通知又は予告は、重要事項を除いて本クラブ所定の位置に掲示する方法で行います。

第22条(本会則、その他の諸規定の改定)

本クラブは、本会則、利用規定、その他本クラブの運営、管理に関する事項を改定することができます。又その効力は全ての会員に適用されます。

第23条(駐車場利用上の注意)

1. 駐車場に於ける事故、盗難等については一切責任を負うことができません。
2. 本クラブ利用以外の時はご使用になれません。



〒991-0003

寒河江市西根字石川西343-1

TEL 0237-86-1187

(株)サカエスイミングクラブ